

[事案 30-308] 契約無効請求

・令和元年7月8日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、脳の病を患っており判断能力に欠けていたこと、募集人の重要事項の説明に重大な欠落があったこと等を理由に、契約（更新）の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成21年10月に契約更新した養老保険、平成26年2月に契約更新した医療保険について、以下等の理由から、契約更新を無効とし、既払込保険料を返して欲しい。

- (1)各契約更新時、前契約者は60歳を超えており、さらには脳の病を患っていたため、判断能力が欠けていた。
- (2)各契約更新時、募集人の重要事項の説明には重大な欠落あるいは間違いがあった。

<保険会社の主張>

本契約は2件とも更新契約であり、前契約者は以前より入院・手術を複数回されていたこともあり、申立人兄かつ被保険者である前契約者および同席の家族ともに契約を更新したいとの意向が明確に存在している。また、募集人は、前契約者の意思能力に問題がないことを確認したうえで、前契約者本人に更新契約の保障内容を理解させて契約手続をしているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約更新時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約更新時、前契約者の意思能力に問題があったとは認められず、募集人の重要事項の説明に重大な欠落あるいは間違いがあったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。